



平成 23 年 2 月 14 日

各 位

会 社 名 美 樹 工 業 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 岡 田 尚 一 郎
 (J A S D A Q コード番号 : 1718)
 問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 魚 澤 誠 治
 T E L 0 7 9 - 2 8 1 - 5 1 5 1 (代 表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 2 月 14 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 23 年 3 月 23 日開催予定の第 49 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、定款第 14 条及び第 21 条の、株主総会及び取締役会における「招集者および議長」に関する規定を一部変更するものであります。
- (2) 経営体制強化を目的に、定款第 20 条を一部変更するものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

現行定款	変更案
(招集者および議長) 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会の決議に基づき、取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 ② <u>取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 (代表取締役及び役付取締役) 第 20 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 ② 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。	(招集者および議長) 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u> が招集し、その議長となる。 ② <u>前項</u> の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。 (代表取締役及び役付取締役) 第 20 条 当社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 ② 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて <u>取締役会長</u> 、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>が招集し、その議長となる。</p> <p>② <u>前項の取締役</u>に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>

3. 日程

取締役会決議 平成 23 年 2 月 14 日

株主総会開催予定日 平成 23 年 3 月 23 日

効力発生日 平成 23 年 3 月 23 日

以 上